



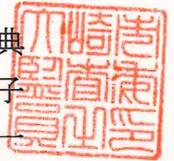
大崎市監査委員告示第3号

監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項並びに第4項の規定に基づき、大崎市監査基準により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和8年2月10日

大崎市監査委員 門 脇 喜 典  
大崎市監査委員 伊 藤 玲 子  
大崎市監査委員 伊 勢 健 一



記

第1 監査等の種類

定期監査及び定期監査に合わせて行う行政監査

第2 監査の対象部署

- (1) 松山総合支所，三本木総合支所，鹿島台総合支所，岩出山総合支所，鳴子総合支所，田尻総合支所  
地域振興課，市民福祉課（会計課分室含む）
- (2) 総務部  
総務課，人財育成課，秘書広報課，財政課，税務課，納税課，防災安全課
- (3) 会計管理者  
会計課，検査課
- (4) 市民協働推進部  
政策課，行政管理課，まちづくり推進課，環境保全課，デジタル戦略課
- (5) 議会  
議会事務局
- (6) 教育委員会（教育機関）  
大貫小学校，田尻小学校，沼部小学校，田尻中学校

(7) 選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局，松山支局，三本木支局，鹿島台支局，岩出山支局，鳴子支局，田尻支局

(8) 固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査委員会事務局

(9) 農業委員会

農業委員会事務局，松山事務所，三本木事務所，鹿島台事務所，岩出山事務所，鳴子事務所，田尻事務所

第3 監査の着眼点

(1) 財務に関する事務の執行（定期監査）

(2) 経営に係る事業の管理（定期監査）

(3) 行政に関する事務の執行（行政監査）

第4 監査の主な実施内容

令和6年度及び令和7年度の財務及び経営管理並びに一般事務に関する書類及び諸帳簿を対象に，必要に応じて担当者の説明を聴取する等により，大崎市における事務事業の執行全般が法令等に従って適正に行われているかという観点はもとより，経済性，効率性，有効性，公平性の観点にも留意して試査による監査を実施した。

第5 監査の実施期間

令和7年9月30日（火）から同年12月9日（火）まで

期日等の詳細については，別紙「定期監査報告書（監査対象部局ごと）」のとおり

第6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理，並びに一般事務の執行状況については，おおむね適正に事務処理されていると認められた。

なお，事務処理上留意すべき軽微な事項については，各所属長等に別途通知し補完等を求めたほか，一部改善または検討を要望した主な事項については，別紙「定期監査報告書（監査対象部局ごと）」にその概要を記述したので，それぞれ適切に事務改善を図られたい。

# 定期監査報告書 (松山総合支所)

## 1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和7年 9月30日(火) 10月1日(水)	2日	松山総合支所 地域振興課 (選挙管理委員会事務局松山支局, 農業委員会事務局松山事務所を含む)	書類監査
10月2日(木)	1日	松山総合支所 市民福祉課 (会計課分室を含む)	書類監査

## 2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

### 【個別事項】

#### (1) 地域振興課

ア 令和7年3月分の自動販売機電気料請求について、3月31日付けで令和6年度の歳入調定を起票していたが、庁舎の電気料金は4月に電力会社から市へ請求されており、その後に市から相手方に請求している。当該使用料は、地方自治法施行令第142条第1項第2号に規定する随時の収入となり、請求書を発出した年度により区分するため、調定年度は令和7年度とすべきであった。今後は同施行令にのっとり事務処理すること。

イ 普通財産の土地の賃貸借契約において、貸付料は土地の評価額を0.7で割戻すべきところ、割戻しせずに算定していた。普通財産の土地の貸付料算定式を再度確認の上、適正な事務処理に改めるとともに、貸付料において、過不足額が生じる場合は、精算処理を行い、適切に処理すること。

ウ 排水路の除草業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び契約規則第25条第6号の規定により、2件の業務委託を少額随意契約していた。契約金額の合計額は、少額随意契約の範囲を超えており、履行期間が異なるものの、業務場所や委託事業者が同一であったことから、分割発注により競争入札を回避したと捉えかねないので、改善すること。

定期監査報告書  
(三本木総合支所)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等		摘要
令和7年 10月15日(水) 16日(木)	2日	三本木総合支所	地域振興課 (選挙管理委員会事務局三本木支局, 農業委員会事務局三本木事務所を含む)	書類監査
10月21日(火)	1日	三本木総合支所	市民福祉課 (会計課分室を含む)	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

定期監査報告書  
(鹿島台総合支所)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等		摘要
令和7年 10月7日(火) 8日(水)	2日	鹿島台総合支所	地域振興課 (選挙管理委員会事務局鹿島台支局, 農業委員会事務局鹿島台事務所を含む)	書類監査
10月9日(木)	1日	鹿島台総合支所	市民福祉課 (会計課分室を含む)	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

(1) 地域振興課

土地の賃貸借に係る貸付料の支払について、契約書で12月31日まで貸付人に支払わなければならないと規定しているが、支払処理が遅延したために違約金の支払が生じていた。事務引継ぎにおいて、支払期日等の留意事項を確実に申し伝えるなど再発防止に努めること。

# 定期監査報告書 (岩出山総合支所)

## 1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等		摘要
令和7年 10月29日(水) 30日(木)	2日	岩出山総合支所	地域振興課 (選挙管理委員会事務局岩出山支局, 農業委員会事務局岩出山事務所を含む)	書類監査
10月31日(金)	1日	岩出山総合支所	市民福祉課 (会計課分室を含む)	書類監査

## 2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

### 【個別事項】

#### (1) 地域振興課

行政財産土地の目的外使用許可における使用料算定について、財産条例別表により4%を乗じて算定すべきところ4.4%を乗じて算定していた。適正な事務処理に改めるとともに、使用料において、過不足額が生じる場合は、精算処理を行い、適切に処理すること。

# 定期監査報告書 (鳴子総合支所)

## 1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等		摘要
令和7年 10月22日(水) 23日(木)	2日	鳴子総合支所	地域振興課 (選挙管理委員会事務局鳴子支局, 農業委員会事務局鳴子事務所を含む)	書類監査
10月17日(金)	1日	鳴子総合支所	市民福祉課 (会計課分室を含む)	書類監査

## 2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

### 【個別事項】

#### (1) 地域振興課

ア 普通財産の4カ月11日間の土地の賃貸借契約における使用料算定について、消費税相当額を加えて算定していた。公有財産規則第25条第1項第1号の規定により、消費税相当額を加えるのは貸付期間が1月に満たない場合とされているので、適正な事務処理に改めるとともに、使用料において、過不足額が生じる場合は、精算処理を行い、適切に処理すること。

イ 普通財産の土地の賃貸借契約において、貸付料は土地の評価額を0.7で割戻すべきところ、割戻しせずに算定していた。適正な事務処理に改めるとともに、使用料において、過不足額が生じる場合は、精算処理を行い、適切に処理すること。

ウ 普通財産の10カ月を貸付期間とする土地の賃貸借契約における使用料算定について、財産条例別表備考3の規定により月割計算すべきところ年額で算定していた。適正な事務処理に改めるとともに、使用料において、過不足額が生じる場合は、精算処理を行い、適切に処理すること。

エ 行政財産の土地の賃貸借契約における使用料算定について、財産条例別表により4%を乗じて算定すべきところ5.4%を乗じて算定していた。適正な事務処理に改めるとともに、使用料において、過不足額が生じる場合は、精算処理を行い、適切に処理すること。

オ 市営バス定期券（往復）、市営バス回数券一般及び高齢者の残枚数と受払簿の残枚数が一致しなかった。また、受払簿において、書き損じを差し引きしていないもの、令和6年度から7年度への繰越し枚数が一致しないものが見受けられるので、内容を精査し、適切に処理すること。

# 定期監査報告書 (田尻総合支所)

## 1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等		摘要
令和7年 11月5日(水) 6日(木)	2日	田尻総合支所	地域振興課 (選挙管理委員会事務局田尻支局, 農業委員会事務局田尻事務所を含む)	書類監査
11月7日(金)	1日	田尻総合支所	市民福祉課 (会計課分室を含む)	書類監査

## 2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、適切に事務改善を図らねない。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

### 【個別事項】

#### (1) 地域振興課

ア 公園遊歩道階段の補修業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び契約規則第25条第1号の規定により、4件が少額随意契約として課内執行されていた。契約金額の合計額は、少額随意契約の範囲を超えており、また、4件の補修対象の階段は連続し、工期や受託事業者が同一であったことから、分割発注により競争入札を回避したと捉えかねないので、改善すること。

イ 市道の舗装補修業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び契約規則第25条第1号の規定により、4件が少額随意契約として課内執行されていた。契約金額の合計額は、少額随意契約の範囲を超えており、また、工事場所が近接し、工期や受託事業者が同一であったことから、分割発注により競争入札を回避したと捉えかねないので、改善すること。

ウ 除草業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び契約規則第25条第6号の規定により、2件が少額随意契約として課内執行されていた。契約金額の合計額は、少額随意契約の範囲を超えており、また、業務場所が近接し、工期や受託事業者が同一であったことから、分割発注により競争入札を回避したと捉えかねないので、改善すること。

## 定期監査報告書 (総務部)

### 1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等		摘要
令和7年 11月26日(水)	午前	総務部	総務課 (選挙管理委員会事務局, 固定資産評価 審査委員会事務局を含む)	書類監査
11月11日(火)	午後	総務部	人財育成課	書類監査
11月12日(水)	午前	総務部	秘書広報課	書類監査
11月13日(木)	1日	総務部	財政課	書類監査
11月18日(火)	1日	総務部	税務課	書類監査
11月12日(水)	午後	総務部	納税課	書類監査
11月19日(水)	1日	総務部	防災安全課	書類監査

### 2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

定期監査報告書  
(会計管理者)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等		摘要
令和7年 11月20日(木)	午前	会計管理者	会計課 検査課	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

## 定期監査報告書 (市民協働推進部)

### 1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和7年 11月26日(水)	午後	市民協働推進部 政策課	書類監査
11月11日(火)	午前	市民協働推進部 行政管理課	書類監査
12月4日(木)	午前	市民協働推進部 まちづくり推進課	書類監査
12月3日(水)	1日	市民協働推進部 環境保全課	書類監査
12月2日(火)	1日	市民協働推進部 デジタル戦略課	書類監査

### 2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

定期監査報告書  
(議会事務局)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和7年 11月20日(木)	午後	議会事務局	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

## 定期監査報告書 (教育委員会)

### 1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和7年 12月9日(火)	1日	教育部 大貫小学校 田尻小学校 沼部小学校 田尻中学校	書類監査

### 2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

## 定期監査報告書 (選挙管理委員会)

### 1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和7年 9月30日(火) 10月1日(水)	2日	選挙管理委員会事務局松山支局	書類監査
10月15日(水) 16日(木)	2日	選挙管理委員会事務局三本木支局	書類監査
10月7日(火) 8日(水)	2日	選挙管理委員会事務局鹿島台支局	書類監査
10月29日(水) 30日(木)	2日	選挙管理委員会事務局岩出山支局	書類監査
10月22日(水) 23日(木)	2日	選挙管理委員会事務局鳴子支局	書類監査
11月5日(水) 6日(木)	2日	選挙管理委員会事務局田尻支局	書類監査
11月26日(水)	午前	選挙管理委員会事務局	書類監査

### 2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

定期監査報告書  
(固定資産評価審査委員会)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和7年 11月26日(水)	午前	固定資産評価審査委員会事務局	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途所属長に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

# 定期監査報告書 (農業委員会)

## 1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和7年 9月30日(火) 10月1日(水)	2日	農業委員会事務局松山支局	書類監査
10月15日(水) 16日(木)	2日	農業委員会事務局三本木支局	書類監査
10月7日(火) 8日(水)	2日	農業委員会事務局鹿島台支局	書類監査
10月29日(水) 30日(木)	2日	農業委員会事務局岩出山支局	書類監査
10月22日(水) 23日(木)	2日	農業委員会事務局鳴子支局	書類監査
11月5日(水) 6日(木)	2日	農業委員会事務局田尻支局	書類監査
12月4日(木)	午後	農業委員会事務局	書類監査

## 2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。